

新旧対照表

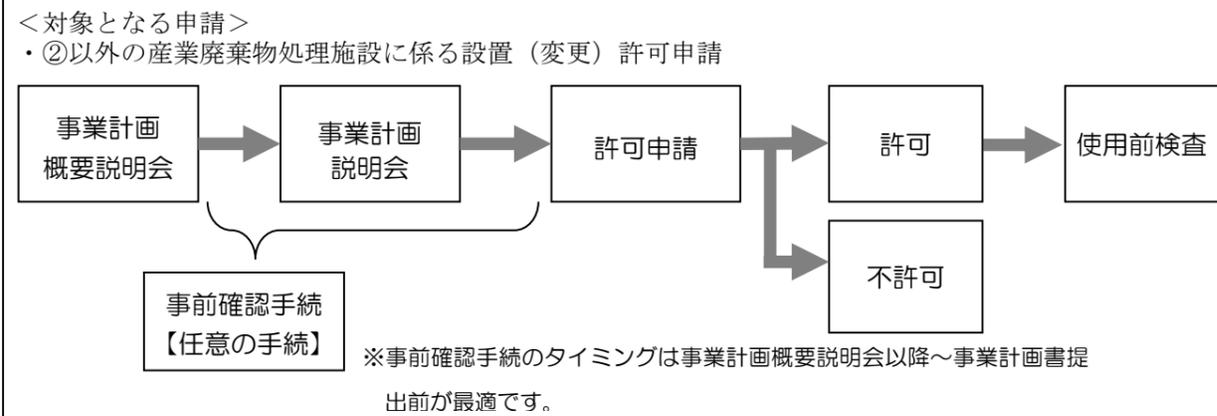
新	旧
<p data-bbox="249 726 1427 779">産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業</p> <p data-bbox="436 905 1240 957">許可申請の手引</p> <p data-bbox="477 1178 1199 1220">産業廃棄物処理施設設置許可申請</p> <p data-bbox="477 1268 1199 1310">産業廃棄物処分業許可申請</p> <p data-bbox="477 1358 1199 1400">特別管理廃棄物処分業許可申請</p> <p data-bbox="715 1610 961 1652">令和 6 年 3 月</p> <p data-bbox="513 1761 1160 1814">長野県環境部資源循環推進課</p> <p data-bbox="225 1925 290 1957">中略</p>	<p data-bbox="1504 726 2683 779">産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業</p> <p data-bbox="1691 905 2496 957">許可申請の手引</p> <p data-bbox="1733 1178 2454 1220">産業廃棄物処理施設設置許可申請</p> <p data-bbox="1733 1268 2454 1310">産業廃棄物処分業許可申請</p> <p data-bbox="1733 1358 2454 1400">特別管理廃棄物処分業許可申請</p> <p data-bbox="1970 1610 2217 1652">令和 5 年 9 月</p> <p data-bbox="1768 1761 2415 1814">長野県環境部資源循環推進課</p> <p data-bbox="1478 1925 1543 1957">中略</p>

産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処分業の許可申請等に必要な手続

1 産業廃棄物処理施設

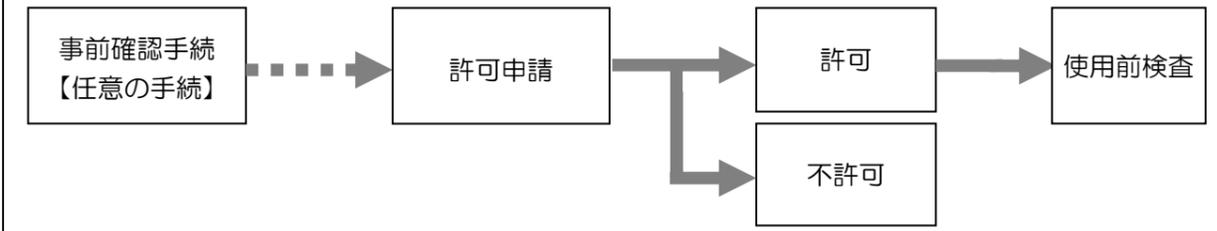
(1) 産業廃棄物処理施設の設置(変更)に係る許可申請  
 産業廃棄物処理施設の設置(変更)に係る許可申請は、事業計画協議の可否により①又は②の手続となります。

① 事業計画協議を要する産業廃棄物処理施設の設置(変更)許可申請(②以外の場合)



② 事業計画協議を要しない産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請

<対象となる申請>  
 ・産業廃棄物処理施設であって、移動式施設の設置(変更)許可申請  
 ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る施設の変更許可申請  
 ・自社処理施設の設置(変更)許可申請 等  
 (注) 移動式施設であっても、固定式施設として使用する場合は、①の手続が必要です。



- 条例に基づく事業計画協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 5～】
- 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 15～】
- 廃棄物処理法に基づく許可申請・届出等・・・・・・・・・・【手引P. 25～】

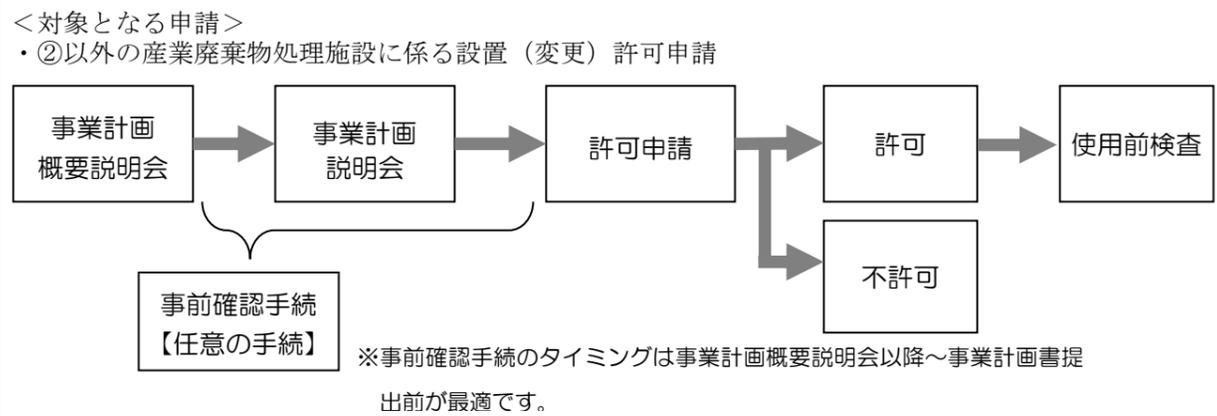
中略

産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処分業の許可申請等に必要な手続

1 産業廃棄物処理施設

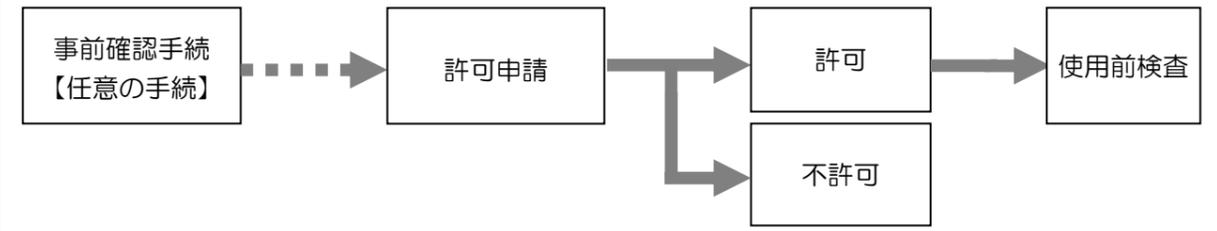
(1) 産業廃棄物処理施設の設置(変更)に係る許可申請  
 産業廃棄物処理施設の設置(変更)に係る許可申請は、事業計画協議の可否により①又は②の手続となります。(※破碎機の入替えは、同一の機械を同一の場所に入れ替える場合であっても設置(変更)許可申請が必要です)

① 事業計画協議を要する産業廃棄物処理施設の設置(変更)許可申請(②以外の場合)



② 事業計画協議を要しない産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請

<対象となる申請>  
 ・産業廃棄物処理施設であって、移動式施設の設置(変更)許可申請  
 ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る施設の変更許可申請  
 ・自社処理施設の設置(変更)許可申請  
 (注) 移動式施設であっても、固定式施設として使用する場合は、①の手続が必要です。

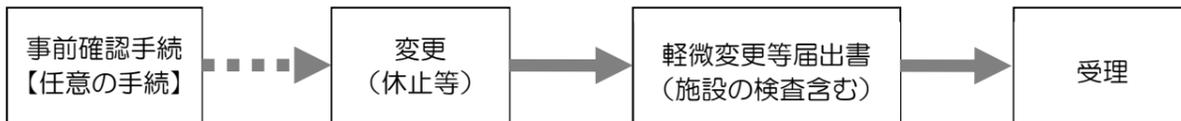


- 条例に基づく事業計画協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 5～】
- 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 15～】
- 廃棄物処理法に基づく許可申請・届出等・・・・・・・・・・【手引P. 25～】

中略

(2) 産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請が不要である産業廃棄物処理施設軽微変更等届出に係る手続き

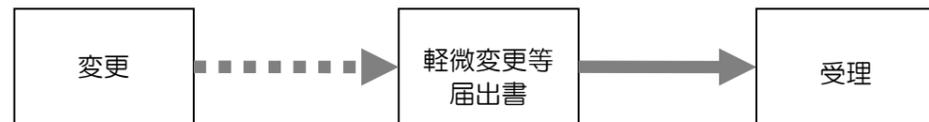
① 軽微変更等届出（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書きに掲げる軽微な変更）及び施設の休止又は再開



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・処理能力に係る変更であって、当該処理能力が 10%以上増大しない場合（処理能力が減少する場合を含む。）
- ・産業廃棄物処理施設の位置又は処理方式に変更がない場合
- ・産業廃棄物処理施設ごとに定められた変更でない場合（省令第 12 条の 8 第 3 号参照）又は**産業廃棄物処理施設の構造及び設備の変更により生活環境への負荷が増大しない場合**
- ・処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更であって、**排出の方法又は量の増大**に係る変更該当しない場合
- ・排ガスの性状・放流水の水質の数値の変更であって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる場合、排ガスの性状・放流水の水質の測定頻度の変更であって、測定頻度が高くなる場合、施設の維持管理に関する事項に該当しない場合
- ・産業廃棄物処理施設を休止又は再開する場合

② 軽微変更等届出（上記(2)①に掲げる変更以外のその他の変更の場合）



<届出の対象となる軽微な変更>

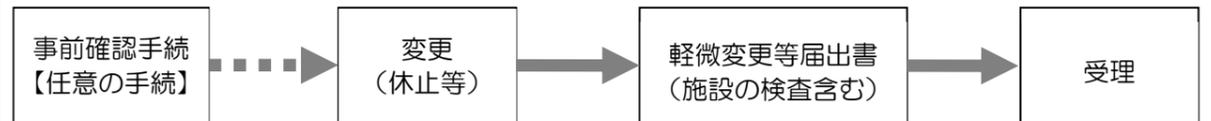
- ・事業者の氏名（名称）、住所、法人の代表者名**の変更**
- ・法定代理人、役員、株主等、政令第 6 条の 10 に規定する使用人の**変更**
- ・処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法**の変更（省令第 12 条の 10 第 1 号から第 2 号の 3 までに掲げるもの）**
- ・最終処分場における埋立処分計画や災害防止計画**の変更**
- ・産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項**の変更等**

詳しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 3 項及び省令第 12 条の 10 を参照してください。

- 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 15 へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 25 へ】

(2) 産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請が不要である産業廃棄物処理施設軽微変更等届出に係る手続き

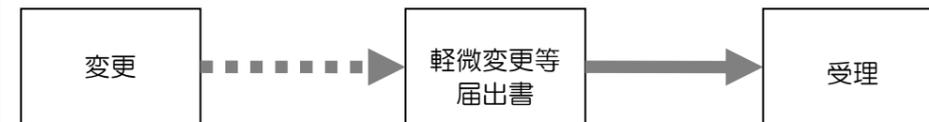
① 軽微変更等届出（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書きに掲げる軽微な変更）及び施設の休止又は再開



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・処理能力に係る変更であって、当該処理能力が 10%以上増大しない場合（処理能力が減少する場合を含む。）
- ・産業廃棄物処理施設の位置又は処理方式に変更がない場合
- ・産業廃棄物処理施設ごとに定められた変更でない場合（省令第 12 条の 8 第 3 号参照）又は**生活環境への負荷が増大しない場合（※複数の破砕機から構成される破砕施設の破砕機の一部を入れ替える場合は変更許可が必要です。）**
- ・処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更であって、**量の増大**に係る変更該当しない場合
- ・排ガスの性状・放流水の水質の数値の変更であって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる場合、排ガスの性状・放流水の水質の測定頻度の変更であって、測定頻度が高くなる場合、施設の維持管理に関する事項に該当しない場合
- ・産業廃棄物処理施設を休止又は再開する場合

② 軽微変更等届出（上記(2)①に掲げる変更以外のその他の変更の場合）



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・事業者の氏名（名称）、住所、法人の代表者名、**役員等の変更**
- ・処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ・最終処分場における埋立処分計画や災害防止計画、**産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更等**

詳しくは廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 1 号又は省令第 5 条の 4 各号を参照してください。

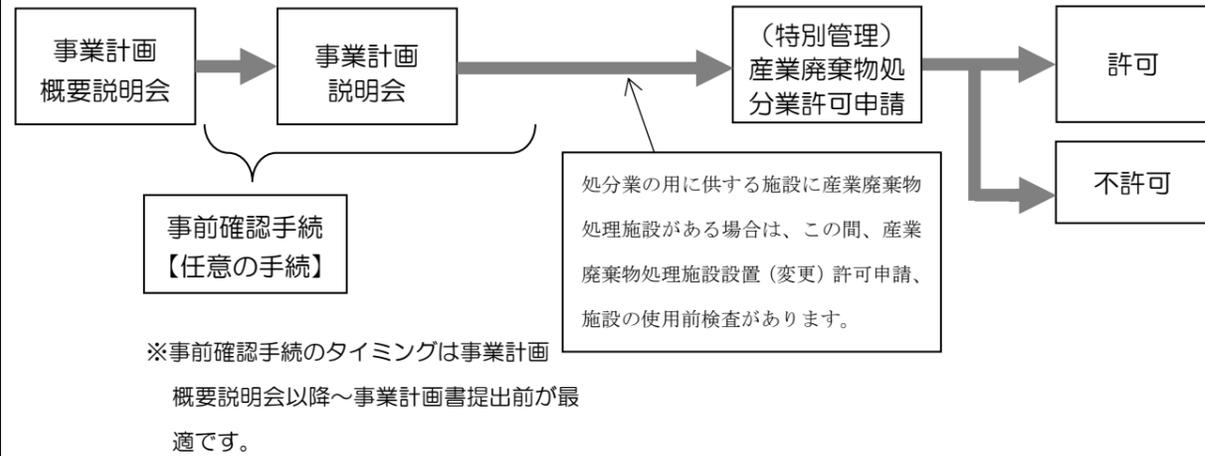
- 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 15 へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 25 へ】

2 (特別管理) 産業廃棄物処分業

① 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請 (②以外の場合)

<対象となる申請>

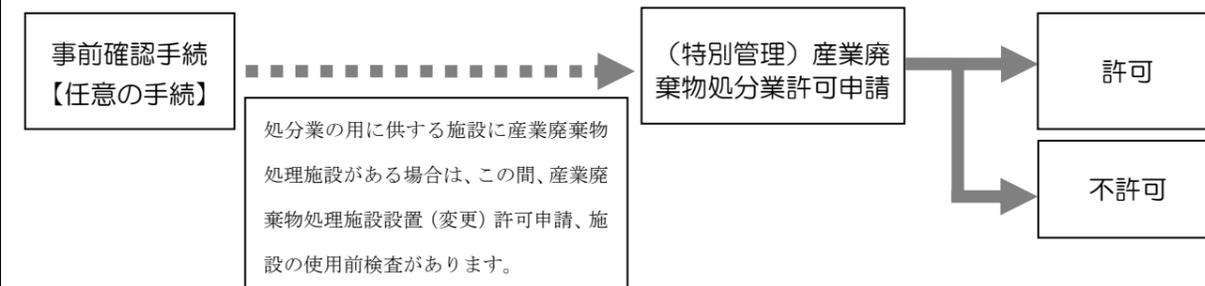
- ・②以外の(特別管理)産業廃棄物処分業に係る**新規**・変更許可申請



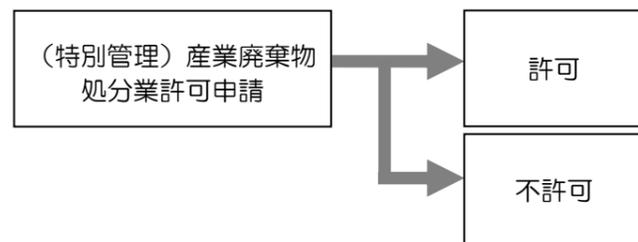
② 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請

<対象となる申請>

- ・事業の用に供する施設として移動式施設のみを用いて処分業を行う場合の**新規**・変更許可申請
- ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る処分業変更許可申請 **等**



③ 更新許可申請



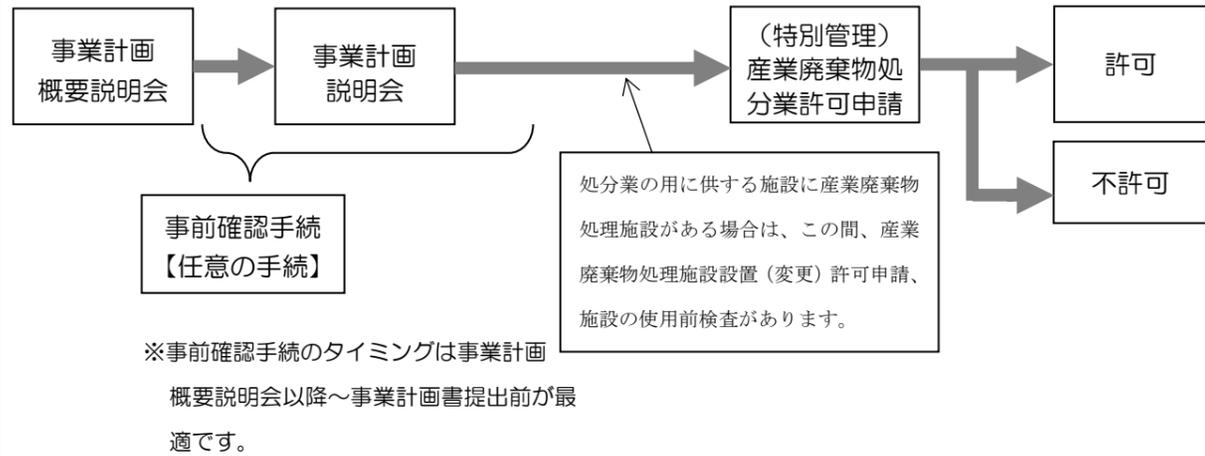
- 条例に基づく事業計画協議 . . . . .【手引P. 5～】
- 事前確認手続 . . . . .【手引P. 15～】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等 . . . . .【手引P. 25～】

2 (特別管理) 産業廃棄物処分業

① 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請 (②以外の場合)

<対象となる申請>

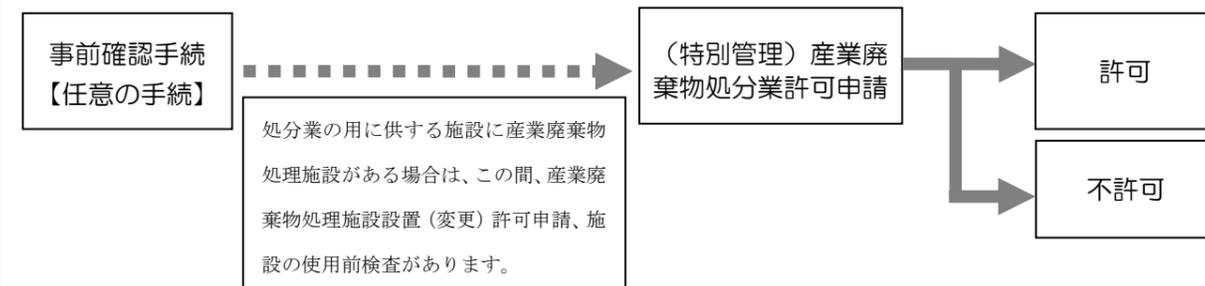
- ・②以外の(特別管理)産業廃棄物処分業に係る**(変更)**許可申請



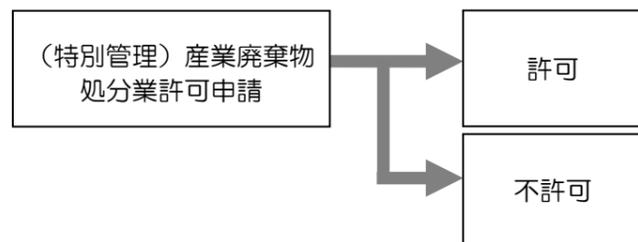
② 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請

<対象となる申請>

- ・事業の用に供する施設として移動式施設のみを用いて処分業を行う場合の**(変更)**許可申請
- ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る処分業変更許可申請



③ 更新許可申請

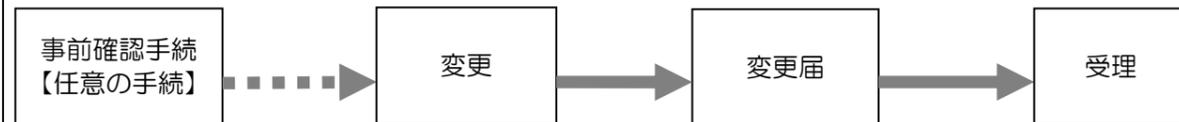


- 条例に基づく事業計画協議 . . . . .【手引P. 5～】
- 事前確認手続 . . . . .【手引P. 15～】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等 . . . . .【手引P. 25～】

④ 処分業の用に供する施設等を変更する場合の手続き（変更届）

<届出の対象となる変更>

- ・処分業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- ・保管施設の所在地、面積、保管する（特別管理）産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

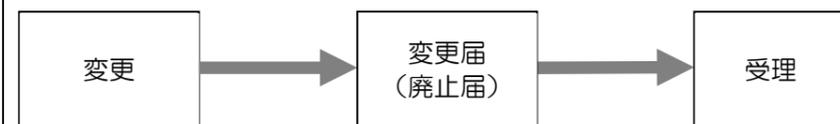


⑤ 上記④に関する事項以外の変更の手続き（変更届）

<届出の対象となる変更>

- ・事業の一部廃止又は全部廃止
- ・住所
- ・氏名又は名称
- ・法定代理人、役員、株主等又は政令第6条の10に規定する使用人
- ・事務所及び事業場の所在地
- ・特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う使用人

詳しくは廃棄物処理法第14条の2及び第14条の5、省令第10条の10及び第10条の23を参照してください。



○事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 15へ】

○廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 25へ】

④ 処分業の用に供する施設等を変更する場合の手続き（変更届）

<届出の対象となる変更>

- ・処分業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- ・保管施設の所在地、面積、保管する（特別管理）産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

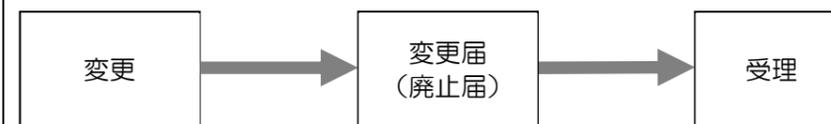


⑤ 上記④に関する事項以外の変更の手続き（変更届）

<届出の対象となる変更>

- ・事業の一部廃止又は全部廃止
- ・氏名又は名称
- ・事業所の名称
- ・役員等
- ・特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う使用人 等

詳しくは廃棄物処理法第14条の2及び第14条の5、省令第10条の10及び第10条の23を参照してください。



○事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 15へ】

○廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 25へ】

第 1 条例に基づく事業計画協議

第 1 条例に基づく事業計画協議

中略

## 事業計画協議にあたっての留意点

産業廃棄物処理施設の設置許可、(特別管理)産業廃棄物処分業の許可及びこれらの変更許可を受けようとする事業計画者は、条例第31条の規定による事業計画協議に関し、下記の手続が必要となります。

ただし、下記に掲げる者については、事業計画協議を行う必要はありません。(事業計画協議の要否については、必ず施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局(管轄区域は巻末の一覧表を参照)に確認してください。)

- ・移動式の処理施設で廃棄物の排出現場においてのみ処理する者
- ・自ら排出した廃棄物のみを処理する者
- ・更新許可を申請する者
- ・生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る変更をしようとする者等

### 1 事業計画概要書又は事業計画書等の提出先

事業計画概要書又は事業計画書等は、産業廃棄物処理施設である場合に限らず、施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局へ提出してください。

なお、書類を提出される場合は、事前に管轄地域振興局とご相談ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印\*してください。また、委任状(以下の(ア)~(エ)に留意)を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、提出日前3か月以内としてください。

(エ) **連絡可能なメールアドレス(又はFAX番号)を記載してください。**

※行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

中略

中略

## 事業計画協議にあたっての留意点

産業廃棄物処理施設の設置許可、(特別管理)産業廃棄物処分業の許可及びこれらの変更許可を受けようとする事業計画者は、条例第31条の規定による事業計画協議に関し、下記の手続が必要となります。

ただし、下記に掲げる者については、事業計画協議を行う必要はありません。(事業計画協議の要否については、必ず施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局(管轄区域は巻末の一覧表を参照)に確認してください。)

- ・移動式の処理施設で廃棄物の排出現場においてのみ処理する者
- ・自ら排出した廃棄物のみを処理する者
- ・更新許可を申請する者
- ・生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る変更をしようとする者等

### 1 事業計画概要書又は事業計画書等の提出先

事業計画概要書又は事業計画書等は、産業廃棄物処理施設である場合に限らず、施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局へ提出してください。

なお、書類を提出される場合は、事前に管轄地域振興局とご相談ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印\*してください。また、委任状(以下の(ア)~(ウ)に留意)を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、提出から3か月以内としてください。

※行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

中略

## 添付書類等

### 1-1 事業計画概要書関係

#### 1-1 事業計画概要書

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他知事が必要と認める書類

### 1-2 事業計画書関係

#### 1-2-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類等

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為\*（提出日前3か月以内の日付けで原本証明したもの）  
\*定款又は寄附行為に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定するもの）を添付することができます。
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあっては産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を、最終処分場にあっては最終処分場基準省令第2条第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を添付すること。）  
\*最終処分場基準省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。）」をいう。以下同じ。
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### 1-2-2 中間処分業に関する書類等

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図\*<sup>1</sup>、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など、処理能力等を説明する書類）\*<sup>2</sup>及び処理施設に関する書類（産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を添付すること。）  
\*<sup>1</sup> 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。)の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。  
\*<sup>2</sup> 処理能力の小数点第4位以下は切り捨ててください。
- (4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、銹さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）
- (5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
- (6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図

## 添付書類等

### 1-1 事業計画概要書関係

#### 1-1 事業計画概要書

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他知事が必要と認める書類

### 1-2 事業計画書関係

#### 1-2-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類等

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為\*（提出日前3か月以内の日付けで原本証明したもの）  
\*定款又は寄附行為に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
- (4) 施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあっては産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を、最終処分場にあっては最終処分場基準省令第2条第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を添付すること。）  
\*最終処分場基準省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。）」をいう。以下同じ。
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### 1-2-2 中間処分業に関する書類等

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など、処理能力等を説明する書類）及び処理施設に関する書類（産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類\*を添付すること。）  
\* 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。)の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、銹さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）
- (5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
- (6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図

- (7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類
- (8) 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類  
\* 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。
- (9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
- (10) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
- (11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類

中略

- (7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類
- (8) 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類  
\* 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。
- (9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
- (10) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
- (11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類

中略

第2 事前確認手続

第2 事前確認手続

### 事前確認手続きにあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、条例の手続の有無にかかわらず、行おうとする事業の内容について事前確認手続きを行うことができます。

- ・産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処分業の（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処理施設に係る軽微変更をしようとする者
- ・産業廃棄物処分業の用に供する施設（許可不要施設）の変更をしようとする者
- ・保管施設の変更の届出をしようとする者

#### 1 事前確認手続依頼書提出先 略

#### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

事前確認手続依頼書の提出部数は原則として次のとおりです。

##### (1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）

ア 政令第 7 条の 2 に掲げる施設・・・・・・・・・・ **要相談**

イ 上記以外の施設・・・・・・・・・・ **2 部**（移動式専用破砕施設の場合は 1 部）

また、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

##### (2)（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書（様式 11）・・・・・・・・ 3 部

ただし、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合、又は上記管轄地域振興局と従前に許可を受けた地域振興局が異なる場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

#### 3 事前確認手続依頼書のサイズ 略

#### 4 事前確認手続依頼書の提出

◎ **事前確認手続依頼書は、提出日を必ず記載の上提出してください。**

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印\*してください。また、委任状（以下の(ア)～(エ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、提出日前 3 か月以内としてください。

(エ) **連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。**

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第 5 号）第 9 条第 2 項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

##### (1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書について

ア 産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」（様式 9）に必要な書類（中間処理施設にあつては 2-1-1-1 及び 2-1-1-2、最終処分場にあつては 2-1-1-1 及び 2-1-1-3 に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書きに規定する軽微な変更に係る場合は、変更しに該当する書類のみを提出してください。

イ 産業廃棄物処理施設を廃止、休止又は再開しようとする者は、廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）に必要な書類（中間処理施設にあつては 2-1-2-1、最終処分場にあつては 2-1-2-2 に掲げる書類）を添付して提出してください。

### 事前確認手続きにあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、条例の手続の有無にかかわらず、行おうとする事業の内容について事前確認手続きを受けることができます。

- ・産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処分業の（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処理施設に係る軽微変更をしようとする者
- ・産業廃棄物処分業の用に供する施設（許可不要施設）の変更をしようとする者
- ・保管施設の変更の届出をしようとする者

#### 1 事前確認手続依頼書提出先 略

#### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

事前確認手続依頼書の提出部数は原則として次のとおりです。

##### (1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）

ア 政令第 7 条の 2 に掲げる施設・・・・・・・・・・ **8 部**

イ 上記以外の施設・・・・・・・・・・ **2 部**（移動式専用破砕施設の場合は 1 部）

また、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

##### (2)（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書（様式 11）・・・・・・・・ 3 部

ただし、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合、又は上記管轄地域振興局と従前に許可を受けた地域振興局が異なる場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

#### 3 事前確認手続依頼書のサイズ 略

#### 4 事前確認手続依頼書の提出

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印\*してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、提出から 3 か月以内としてください。

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第 5 号）第 9 条第 2 項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

##### (1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書について

ア 産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」（様式 9）により必要な書類（中間処理施設にあつては 2-1-1-1 及び 2-1-1-2、最終処分場にあつては 2-1-1-1 及び 2-1-1-3 に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書きに規定する軽微な変更に係る場合は、変更しに該当する書類のみを提出してください。

イ 産業廃棄物処理施設を廃止、休止又は再開しようとする者は、廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）により必要な書類（中間処理施設にあつては 2-1-2-1、最終処分場にあつては 2-1-2-2 に掲げる書類）を添付して提出することができます。

ウ 産業廃棄物最終処分場の埋立を終了しようとする者は、産業廃棄物の最終処分場の埋立終了計画書（様式 10）に 2-1-3 に掲げる書類を添付して提出してください。

- (2) （特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について 略
- (3) 産業廃棄物処理施設及び（特別管理）産業廃棄物処分業に係る事前確認手続を同時に依頼する場合について 略
- (4) 同時に 2 以上の異なる事前確認手続依頼書を提出する場合の添付書類の省略について（同日付で受付されるものに限る。） 略

ウ 産業廃棄物最終処分場の埋立を終了しようとする者は、産業廃棄物の最終処分場の埋立終了計画書（様式 10）に 2-1-3 に掲げる書類を添付して提出することができます。

- (2) （特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について 略
- (3) 産業廃棄物処理施設及び（特別管理）産業廃棄物処分業に係る事前確認手続を同時に依頼する場合について 略
- (4) 同時に 2 以上の異なる事前確認手続依頼書を提出する場合の添付書類の省略について（同日付で受付されるものに限る。） 略

公的機関が交付する書類（各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し）の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあつてはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。

添付書類等

※印のある添付書類については、P. 23又はP. 24に説明がありますのでご覧ください。

2-1 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
- 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
- 添付不要な書類

2-1-1 産業廃棄物処理施設の許可に関する書類			
2-1-1-1 産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場に共通する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書 <sup>*1</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 <sup>*2</sup> 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 施設の維持管理計画に関する書類 <sup>*7</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 法第14条第17項又は法第14条の4第18項の規定による帳簿の様式（データは不要）及びその管理方法を記載した書類（様式32）（別紙3参照）（ <u>自社処理施設設置者を除く。</u> ）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式29）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にとっては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関する関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料のコピーを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書のコピー（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類（ <u>省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。</u> ） *移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

添付書類等

※印のある添付書類については、P. 23又はP. 24に説明がありますのでご覧ください。

2-1 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
- 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
- 添付不要な書類

2-1-1 産業廃棄物処理施設の許可に関する書類			
2-1-1-1 産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場に共通する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書 <sup>*1</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 <sup>*2</sup> 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) <b>関係法令に基づく手続が必要とされる場合、当該手続がなされていることを証する書類*</b> *移動式施設設置者は、添付不要です。	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 施設の維持管理計画に関する書類 <sup>*7</sup>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 法第14条第17項又は法第14条の4第18項の規定による帳簿の様式（データは不要）及びその管理方法を記載した書類（様式32）（別紙3参照）（ <u>自社処理施設設置者を除く。</u> ）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式29）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にとっては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関する関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料のコピーを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書のコピー（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類（ <u>省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。</u> ）	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

境への影響を調査します。(装置メーカーによる測定データの提出も可とする。)			
(11) その他知事が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(注) (9)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。 ・条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続きを受ける者 ・移動式施設設置者 ・生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者			

* 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。(装置メーカーによる測定データの提出も可とする。)			
(12) その他知事が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(注) (10)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。 ・条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続きを受ける者 ・移動式施設設置者 ・生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者			

2-1-1-2 産業廃棄物中間処理施設に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 処理工程図(処理する産業廃棄物の種類別に記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 産業廃棄物処理施設(処理前・処理後の保管施設を含む。)の構造を明らかにする平面図*1、立面図、断面図、構造図等、設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類)*2及び処理施設に関する書類*7 *1 処理後に発生する主な有価物(少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。)の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。 *2 処理能力の小数点第4位以下は切り捨ててください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 処理の対象となる(特別管理)産業廃棄物の性状を示す書類(特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、銻さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設の実験成績表(テストプラントで実験した場合)又は性能を示す書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し(敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2-1-1-2 産業廃棄物中間処理施設に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 処理工程図(処理する産業廃棄物の種類別に記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 産業廃棄物処理施設(処理前・処理後の保管施設を含む。)の構造を明らかにする平面図*1、立面図、断面図、構造図等、設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類)*2及び処理施設に関する書類*7 *1 処理後に発生する主な有価物(少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。)の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。 *2 処理能力の小数点第4桁以下は切り捨ててください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 処理の対象となる(特別管理)産業廃棄物の性状を示す書類(特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、銻さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設の実験成績表(テストプラントで実験した場合)又は性能を示す書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し(敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの)※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2-1-1-3 産業廃棄物最終処分場に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する(特別管理)産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 埋立処分計画を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 災害防止計画に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) (特別管理)産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 埋立処分地現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し(敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11) 最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2-1-1-3 産業廃棄物最終処分場に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する(特別管理)産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 埋立処分計画を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 災害防止計画に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) (特別管理)産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 埋立処分地現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し(敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの)※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11) 最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基準に適合していることを証する書類			
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□

中略

2-2 (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
- 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
- 添付不要な書類

2-2-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	○	○	○
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書 <sup>*1・4</sup>	○	□	-
(3) 事業本拠地の所在を示す略図	○	□	□
(4) 事業の開始に要する資金*の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30） *変更許可、変更届にあつては「事業の変更に要する資金」	○	□	□
(5) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 <sup>*2</sup> 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） <sup>*3・4</sup>	○	□	-
(6) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	○	□	-
(7) 業務を行うに足る技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）を修了した者にあつては、その修了証のコピー） <sup>*6</sup>	○	□	-
(8) 廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関して関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料のコピーを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書のコピー（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	○	□	□
(9) 施設の維持管理計画に関する書類 <sup>*7</sup>	○	□	□
(10) 法第14条第17項又は法第14条の4第18項の規定による帳簿及びその管理方法を記載した書類（様式32）（別紙3参照）	○	□	-
(11) その他知事が必要と認める書類	○	□	□
(注) (8)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。 ・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者			

基準に適合していることを証する書類			
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□

中略

2-2 (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
- 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
- 添付不要な書類

2-2-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	○	○	○
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書 <sup>*1・4</sup>	○	□	-
(3) 事業本拠地の所在を示す略図	○	□	□
(4) 事業の開始に要する資金*の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30） *変更許可、変更届にあつては「事業の変更に要する資金」	○	□	□
(5) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 <sup>*2</sup> 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） <sup>*3・4</sup>	○	□	-
(6) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1）） <sup>*3</sup>	○	□	-
(7) 関係法令に基づく手続が必要とされる場合、当該手続がなされていることを証する書類* *移動式施設設置者は、添付不要です。	○	□	□
(8) 業務を行うに足る技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）を修了した者にあつては、その修了証のコピー） <sup>*6</sup>	○	□	-
(9) 廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関して関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料のコピーを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書のコピー（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	○	□	□
(10) 施設の維持管理計画に関する書類 <sup>*7</sup>	○	□	□
(11) 法第14条第17項又は法第14条の4第18項の規定による帳簿及びその管理方法を記載した書類（様式32）（別紙3参照）	○	□	-
(12) その他知事が必要と認める書類	○	□	□
(注) (9)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。 ・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者			

・移動式施設設置者  
 ・生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者

2-2-2 中間処分業に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	○	□	□
(2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）	○	□	□
(3) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図* <sup>1</sup> 、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）* <sup>2</sup> 及び処理施設に関する書類* <sup>7</sup> * 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。 * 2 処理能力の小数点第4位以下は切り捨ててください。	○	□	□
(4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）	○	□	□
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	○	□	□
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類	○	□	□
(8) 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 * 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。	○	□	□
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書* <sup>1</sup> * 申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等）のコピーを併せて添付してください。* <sup>5</sup>	○	□	□
(11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(12) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	-
(注) (11)、(12)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（ただし、感染性産業廃棄物のみを処理する場合は(12)は添付不要です。また、廃石綿のみを処理する場合は(11)、(12)ともに添付不要です。）			

・移動式施設設置者  
 ・生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者

2-2-2 中間処分業に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	○	□	□
(2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）	○	□	□
(3) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図* <sup>1</sup> 、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）* <sup>2</sup> 及び処理施設に関する書類* <sup>7</sup> * 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。 * 2 処理能力の小数点第4桁以下は切り捨ててください。	○	□	□
(4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）	○	□	□
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	○	□	□
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類	○	□	□
(8) 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 * 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。	○	□	□
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書* <sup>1</sup> * 申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付してください。* <sup>5</sup>	○	□	□
(11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(12) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	-
(注) (11)、(12)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（ただし、感染性産業廃棄物のみを処理する場合は(12)は添付不要です。また、廃石綿のみを処理する場合は(11)、(12)ともに添付不要です。）			

2-2-3 最終処分業に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	○	□	□
(2) 埋立処分計画を記載した書類	○	□	□
(3) 災害防止計画に関する書類	○	□	□
(4) （特別管理）産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	○	□	□
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	○	□	□
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	□	□
(9) 埋立処分地現況写真	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書 <sup>※1</sup> *申請者が土地の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等）のコピーを併せて添付してください。 <sup>※5</sup>	○	□	□
(11) 最終処分場基準省令第 2 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類	○	□	□
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□
(15) 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類	○	□	□
(16) 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	-
（注）（15）、（16）は、特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は添付不要です。）			

※1 不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書（新規許可申請の場合）又は履歴事項全部証明書（新規許可申請以外の場合））を添付する場合には、提出日前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 略

※3 設立 3 年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、提出日直近で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（設立 1 年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その 3」又は「その 3 の 3」））並びに今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 33 を参照）を提出してください。

個人の場合で、直前 3 年の確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類がない場合には、存在する確定申告書のコピーと納税証明書（「その 1」又は「その 3」）並びに今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 33 を参照）を提出してください。

2-2-3 最終処分業に関する書類	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	○	□	□
(2) 埋立処分計画を記載した書類	○	□	□
(3) 災害防止計画に関する書類	○	□	□
(4) （特別管理）産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	○	□	□
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	○	□	□
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	□	□
(9) 埋立処分地現況写真	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書 <sup>※1</sup> *申請者が土地の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付してください。 <sup>※5</sup>	○	□	□
(11) 最終処分場基準省令第 2 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類	○	□	□
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□
(15) 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類	○	□	□
(16) 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	-
（注）（15）、（16）は、特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は添付不要です。）			

※1 不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書（新規許可申請の場合）又は履歴事項全部証明書（新規許可申請以外の場合））を添付する場合には、申請日前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。

なお、2-1-1-2、2-1-1-3の公図の写しについては、登記情報提供サービス等のオンラインサービスにより取得した登記情報を利用することも可能です。

※2 略

※3 設立 3 年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（設立 1 年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その 3」又は「その 3 の 3」））並びに今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 33 を参照）を提出してください。

個人の場合で、直前 3 年の確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類がない場合には、存在する確定申告書のコピーと納税証明書（「その 1」又は「その 3」）並びに今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 33 を参照）を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定するもの）を添付することができます。

※5 略

中略

※6 講習会修了証のコピーの有効期限について

ア 新規許可に係る事前確認の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 変更許可に係る事前確認の場合

申請日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証の写しコピー

\* 特別管理産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の許可申請に使用することはできません。

（注）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令第6条の10に規定する使用人
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人

※7 略

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

※5 略

中略

※6 講習会修了証のコピーの有効期限について

ア 新規許可に係る事前確認の場合

提出日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り提出日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 変更許可に係る事前確認の場合

提出日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証の写しコピー

\* 特別管理産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の許可申請に使用することはできません。

（注）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令第6条の10に規定する使用人（**県内の支店等に所属する者に限る。**）
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人（**県内の支店等に所属する者に限る。**）

※7 略

第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出等

中略

第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出等

中略

## 申請・届出等にあたっての留意点

廃棄物処理法の規定に基づく申請・届出等に係る手続については、下記のとおりです。

### 1 申請書等提出先 略

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は原則として次のとおりです。

#### (1) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書

- ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・・・・・・・・ **要相談**
- ② その他の施設・・・・・・・・・・ 1部

#### (2) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

- (3) 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
  - (4) 産業廃棄物処理施設合併・分割認可申請書
- |   |                      |
|---|----------------------|
| } | ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・2部 |
| } | ② その他の施設・・・・・・・・・・1部 |

#### (5) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

- (6) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (7) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書・・・・・・・・ 2部
- (8) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (9) （特別管理）産業廃棄物処分業許可（変更許可）申請書・・・・・・・・ 2部※
- (10) （特別管理）産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書・・・・・・・・ 2部

※ 提出する地域振興局以外にも処分用施設の所在地を管轄する地域振興局がある場合は、その地域振興局の部数増し

### 3 申請手数料 略

### 4 申請書等のサイズ 略

### 5 許可申請書等の提出

◎ 許可申請書等は、提出日を必ず記載の上提出してください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印※してください。また、委任状（以下の(ア)～(エ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請・届出日前3か月以内としてください。

(エ) 連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

#### (1) 産業廃棄物処理施設について

ア 産業廃棄物処理施設設置許可申請について 略

イ 産業廃棄物処理施設変更許可申請について 略

ウ 産業廃棄物処理施設使用前検査申請について

次の場合は、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」（様式14）に関係図面、工事写真等を添えて提出し、検査を受けてください。

・設置（変更）許可後に施設の設置工事を行い、完了した場合

・産業廃棄物処理施設を同一のものに入れ替えた場合\*

※産業廃棄物処理施設の入替えにあたっては、必ず事前に管轄の地域振興局までご相談ください。

## 申請・届出等にあたっての留意点

廃棄物処理法の規定に基づく申請・届出等に係る手続については、下記のとおりです。

### 1 申請書等提出先 略

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は原則として次のとおりです。

#### (1) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書

- ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・・・・・・・・ **9部**
- ② その他の施設・・・・・・・・・・ 1部

#### (2) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

- (3) 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
  - (4) 産業廃棄物処理施設合併・分割認可申請書
- |   |                      |
|---|----------------------|
| } | ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・2部 |
| } | ② その他の施設・・・・・・・・・・1部 |

#### (5) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

- (6) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (7) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書・・・・・・・・ 2部
- (8) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (9) （特別管理）産業廃棄物処分業許可（変更許可）申請書・・・・・・・・ 2部※
- (10) （特別管理）産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書・・・・・・・・ 2部

※ 提出する地域振興局以外にも処分用施設の所在地を管轄する地域振興局がある場合は、その地域振興局の部数増し

### 3 申請手数料 略

### 4 申請書等のサイズ 略

### 5 許可申請書等の提出

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印※してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請・届出から3か月以内としてください。

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

#### (1) 産業廃棄物処理施設について

ア 産業廃棄物処理施設設置許可申請について 略

イ 産業廃棄物処理施設変更許可申請について 略

ウ 産業廃棄物処理施設使用前検査申請について

設置（変更）許可後に、施設の設置工事を行い、完了したところで、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」（様式14）に関係図面、工事写真等を添えて提出し、検査を受けてください。

エ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書について

産業廃棄物処理施設について軽微な変更（廃棄物処理法第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項に規定する事項の変更（氏名又は名称、住所、法人の役員等の変更等。産業廃棄物処理施設の廃止、休止又は再開に係るものを除く。））を行った場合は、遅滞なく、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に、3-1に掲げる書類のうち変更した部分に係る書類を添えて提出してください。

なお、法人の役員等の変更の場合、「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式34）を併せて添付してください。

オ 産業廃棄物処理施設の承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割、相続）について 略

カ 産業廃棄物処理施設の廃止（最終処分場を除く。）、休止又は再開について

産業廃棄物処理施設を廃止（最終処分場を除く。）、休止又は再開した場合は、遅滞なく「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に必要な書類（廃止にあつては3-4-1、休止にあつては3-4-2、再開にあつては3-4-3に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(1)イ（P. 17）を参照してください。

キ 産業廃棄物処理施設の定期検査について 略

ク 産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了について

最終処分場の埋立処分を終了した場合は、埋立処分の終了から30日以内に「産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書」（様式17）に、3-5-1に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(1)ウ（P. 17）を参照してください。

ケ 産業廃棄物最終処分場の廃止確認について 略

(2) 産業廃棄物処分業について

ア 産業廃棄物処分業許可申請について 略

イ 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可申請について 略

ウ 産業廃棄物処分業更新許可申請について 略

エ 産業廃棄物処理業変更届について

次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内（法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日以内）に「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式25）に、3-2に掲げる書類のうち変更した事項に係る書類を添付して提出してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

また、変更届の提出が当該変更の日から10日（法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合には30日）を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

エ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書について

産業廃棄物処理施設について、軽微な変更を行った場合（設置者の氏名又は名称、住所、法人の役員等の変更等、廃棄物処理法15条の2の6第1項ただし書の軽微な変更又は法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開に係るものを除く。）は、遅滞なく、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に、3-1に掲げる書類のうち変更した部分に係る書類を添えて提出してください。

なお、法人の役員等の変更の場合、「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式34）を併せて添付してください。

オ 産業廃棄物処理施設の承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割、相続）について 略

カ 産業廃棄物処理施設の廃棄物処理法第15条の2の6第1項ただし書きの軽微な変更又は法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の廃止（最終処分場を除く。）、休止若しくは再開について

産業廃棄物処理施設を廃止、休止又は再開した場合は、遅滞なく「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に必要な書類（廃止にあつては3-4-1、休止にあつては3-4-2、再開にあつては3-4-3に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(1)イ（P. 16）を参照してください。

キ 産業廃棄物処理施設の定期検査について 略

ク 産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了について

最終処分場の埋立処分を終了した場合は、埋立処分の終了から30日以内に「産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書」（様式17）に、3-5-1に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(1)ウ（P. 16）を参照してください。

ケ 産業廃棄物最終処分場の廃止確認について 略

(2) 産業廃棄物処分業について

ア 産業廃棄物処分業許可申請について 略

イ 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可申請について 略

ウ 産業廃棄物処分業更新許可申請について 略

エ 産業廃棄物処分業変更届について

次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更の日から10日（法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日以内）に「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式25）に、3-2に掲げる書類のうち変更した事項に係る書類を添付して提出してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

また、変更届の提出が当該変更の日から10日（法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合には30日）を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

- (ア) 住所（法人にあっては本店の所在地、個人にあっては許可を有する者の住所）
- (イ) 氏名又は名称
- (ウ) 法定代理人、役員、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主等、政令第 6 条の 10 に規定する使用人（「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式 34）を添付）
- (エ) 事務所及び事業場の所在地
- (オ) 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模
- (カ) 保管場所の所在地、面積、保管する廃棄物の種類及び保管上限等

**オ 産業廃棄物処理業廃止届について**

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に一部廃止後の事業内容を記載した書類を添付の上、事業の一部廃止の日から 10 日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に許可証を添付の上、事業の廃止の日から 10 日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が事業の一部又は全部の廃止の日から 10 日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

**(3) 特別管理産業廃棄物処分業について**

必要となる手続は、(2)産業廃棄物処分業と同様です。

ただし、提出する様式は、「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書」（様式 26）、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（様式 27）、「特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 28）となります。

なお、特別管理産業廃棄物処分業の変更届については、(2)エ(ア)～(カ)に掲げる事項の他、以下の事項に変更が生じた場合にも、変更の日から 10 日以内に提出してください。

- (キ) 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

**6 添付書類の省略について**

**(1) 先行許可証の提出による住民票の写し等の省略について**

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」（様式 37）と先行許可証のコピーを提出すると、添付書類の一部を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は**住民票の写し等**の提出を求めることがあります。

先行許可証とは、「住民票の写し等の省略について」（様式 37）中の「1 代用できる許可証」のことであり、省略できる添付書類は、同様式中の「2 省略できる添付書類」のとおりです。

なお、同様式中の「3 留意事項」に留意してください。

中略

- (ア) 氏名又は名称
- (イ) 役員、発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主等（「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式 34）を添付）
- (ウ) 事務所及び事業場の所在地
- (エ) 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模
- (オ) 保管場所の所在地、面積、保管する廃棄物の種類及び保管上限等

**オ 廃止届について**

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に一部廃止後の事業内容を記載した書類を添付の上、事業の一部廃止の日から 10 日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に許可証を添付の上、事業の廃止の日から 10 日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が事業の一部又は全部の廃止の日から 10 日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

**(3) 特別管理産業廃棄物処分業について**

必要となる手続は、(2)産業廃棄物処分業と同様です。

ただし、提出する様式は、「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書」（様式 26）、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（様式 27）、「特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 28）となります。

なお、特別管理産業廃棄物処分業の変更届については、(2)エ(ア)～(カ)に掲げる事項の他、以下の事項に変更が生じた場合にも、変更の日から 10 日以内に提出してください。

- (キ) 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

**6 添付書類の省略について**

**(1) 先行許可証の提出による住民票の写し等の省略について**

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」（様式 37）と先行許可証のコピーを提出すると、添付書類の一部を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は提出を求めることがあります。

先行許可証とは、「住民票の写し等の省略について」（様式 37）中の「1 代用できる許可証」のことであり、省略できる添付書類は、同様式中の「2 省略できる添付書類」のとおりです。

なお、同様式中の「3 留意事項」に留意してください。

中略

**(4) 過去に提出した書類と変更がない場合の添付書類の省略について**

(特別管理) 産業廃棄物処分業の更新許可申請・変更許可申請時及び産業廃棄物処理施設の変更許可申請時には、下表の書類のうち、過去の許可申請書や変更届出書において添付し、かつ内容に変更がないものについては、「添付書類の省略について」(様式35、様式36)を提出することで、その添付を省略することができます。ただし、内容に変更がある場合、書類の有効性に期限があり改めて提出する必要がある場合(賃貸借契約書の~~コピー~~など)、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

「添付書類の省略について」(様式35、様式36)に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した許可申請又は変更届出の日付となりますので、注意してください。

中略

**(4) 過去に提出した書類と変更がない場合の添付書類の省略について**

(特別管理) 産業廃棄物処分業の更新許可申請・変更許可申請時及び産業廃棄物処理施設の変更許可申請時には、下表の書類のうち、過去の許可申請書や変更届出書において添付し、かつ内容に変更がないものについては、「添付書類の省略について」(様式35、様式36)を提出することで、その添付を省略することができます。ただし、内容に変更がある場合、書類の有効性に期限があり改めて提出する必要がある場合(賃貸借契約書など)、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

「添付書類の省略について」(様式35、様式36)に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した許可申請又は変更届出の日付となりますので、注意してください。

中略

## 添付書類等

※印がついている添付書類等については、P. 36又はP. 37に説明がありますのでご覧ください。

### 3-1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書関係

#### 3-1 産業廃棄物処理施設に関する書類等

- (1) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図\*<sup>1</sup>、立面図、断面図、構造図、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）\*<sup>2</sup>及び処理施設に関する書類\*<sup>6</sup>
  - \* 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
  - \* 2 処理能力の小数点第4位以下は切り捨ててください。
- (2) 最終処分場にあつては、周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置場所及び付近の見取図（設置場所を明示）
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (6) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）\*<sup>7</sup>
- (7) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表\*<sup>2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））\*<sup>3・4</sup>
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（申請日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書\*<sup>1</sup>（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）\*<sup>4</sup>
- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (11) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
- (12) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

## 添付書類等

※印がついている添付書類等については、P. 36又はP. 37に説明がありますのでご覧ください。

### 3-1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書関係

#### 3-1 産業廃棄物処理施設に関する書類等

- (1) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図\*<sup>1</sup>、立面図、断面図、構造図、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）\*<sup>2</sup>及び処理施設に関する書類\*<sup>6</sup>
  - \* 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
  - \* 2 処理能力の小数点第4桁以下は切り捨ててください。
- (2) 最終処分場にあつては、周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置場所及び付近の見取図（設置場所を明示）
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (6) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）\*<sup>7</sup>
- (7) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表\*<sup>2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））\*<sup>3・4</sup>
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書\*<sup>1</sup>（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）\*<sup>4</sup>
- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (11) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
- (12) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し\*<sup>1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書\*<sup>1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- (15) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (16) 生活環境影響調査結果を記載した書類（省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。）  
 \* 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可とする。）
- (17) その他知事が必要とする書類

- (15) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (16) 生活環境影響調査結果を記載した書類（省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。）  
 \* 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可とする。）
- (17) その他知事が必要とする書類

### 3-2 (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請関係

- 3-2 中間処分業・最終処分業に関する書類等**
- (1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの）、処理により生産される製品に関する情報（生産量・販売単価・主な販売先））
- (2) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図<sup>\*1</sup>、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）<sup>\*2</sup>及び処理施設に関する書類<sup>\*6</sup>並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、**残存容量計算書<sup>\*3</sup>**、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面  
 \* 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。  
 \* 2 処理能力の小数点**第4位**以下は切り捨ててください。  
 \* 3 **変更許可又は更新許可の場合に限る。**
- (3) 公図の写し<sup>\*1</sup>（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書<sup>\*1</sup>  
 \* 申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書<sup>等</sup>）のコピーを併せて添付してください。
- (4) (特別管理) 産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類  
 ※処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。
- (5) 業務を行うに足りる技術的能力を有することを証する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」の修了証のコピー。）<sup>\*5</sup>
- (6) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30）<sup>\*7</sup>
- (7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>\*2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>\*3・4</sup>
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為（**申請**日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>\*1・4</sup>（新規許可申請以外の場合は履歴事項全部証明書とする。）

### 3-2 (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請関係

- 3-2 中間処分業・最終処分業に関する書類等**
- (1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの）、処理により生産される製品に関する情報（生産量・販売単価・主な販売先））
- (2) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図<sup>\*1</sup>、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）<sup>\*2</sup>及び処理施設に関する書類<sup>\*6</sup>並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面  
 \* 1 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。  
 \* 2 処理能力の小数点**4桁**以下は切り捨ててください。
- (3) 公図の写し<sup>\*1</sup>（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書<sup>\*1</sup>  
 \* 申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書の**コピー等**）を併せて添付してください。
- (4) (特別管理) 産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類  
 ※処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。
- (5) 業務を行うに足りる技術的能力を有することを証する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」の修了証のコピー。）<sup>\*5</sup>
- (6) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30）<sup>\*7</sup>
- (7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>\*2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>\*3・4</sup>
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為（**提出**日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>\*1・4</sup>（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）

- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (11) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
  - (12) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (13) 申請者が法人である場合には、役員<sup>1</sup>の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>\*1</sup>）
  - (15) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (16) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
  - (17) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
  - (18) その他知事が必要とする書類
- (注) (16)、(17)は特別管理産業廃棄物<sup>2</sup>を処理する場合に添付してください。（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は除く。）

- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (11) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
  - (12) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (13) 申請者が法人である場合には、役員<sup>1</sup>の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>\*1</sup>）
  - (15) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
  - (16) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
  - (17) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
  - (18) その他知事が必要とする書類
- (注) (16)、(17)は特別管理産業廃棄物<sup>2</sup>を処理する場合に添付してください。（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は除く。）

### 3-3 産業廃棄物処理施設の承継関係

#### 3-3-1 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けに関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本衛生環境センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者<sup>1</sup>にあっては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (3) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- (4) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>\*2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）<sup>\*3・4</sup>）
- (5) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為（申請日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>\*1・4</sup>（履歴事項全部証明書）
- (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (8) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
- (9) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (10) 申請者が法人である場合には、役員<sup>1</sup>の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (11) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写

### 3-3 産業廃棄物処理施設の承継関係

#### 3-3-1 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けに関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本衛生環境センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者<sup>1</sup>にあっては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (3) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- (4) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>\*2</sup>並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）<sup>\*3・4</sup>）
- (5) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>\*1・4</sup>（履歴事項全部証明書）
- (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (8) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書面（様式38）
- (9) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (10) 申請者が法人である場合には、役員<sup>1</sup>の住民票の写し<sup>\*1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>\*1</sup>
- (11) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写

- し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>※1</sup>）
- (12) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>
- (13) 当該産業廃棄物処理施設を譲り受ける又は借り受けることを証する書類

- し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>※1</sup>）
- (12) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>
- (13) 当該産業廃棄物処理施設を譲り受ける又は借り受けることを証する書類

### 3-3-2 産業廃棄物処理施設の設置者の合併・分割に関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 合併契約書又は分割契約書のコピー
- (3) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた者でない法人である場合は、当該法人に係る次の書類
- ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>※2</sup>、並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>※3・4</sup>
- イ 定款（申請日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1・4</sup>（履歴事項全部証明書）
- ウ 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式38）
- エ 役員の住民票の写し<sup>※1</sup>
- オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>※1</sup>）
- カ 政令第6条の10に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>
- キ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (4) 合併後に存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類
- ア 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- イ 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- ウ 役員となる者の住民票の写し<sup>※1</sup>
- エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- オ 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>

### 3-3-2 産業廃棄物処理施設の設置者の合併・分割に関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 合併契約書又は分割契約書のコピー
- (3) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた者でない法人である場合は、当該法人に係る次の書類
- ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>※2</sup>、並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>※3・4</sup>
- イ 定款（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1・4</sup>（履歴事項全部証明書）
- ウ 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式38）
- エ 役員の住民票の写し<sup>※1</sup>
- オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書<sup>※1</sup>）
- カ 政令第6条の10に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>
- キ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (4) 合併後に存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類
- ア 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を有することを証する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証のコピー又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- イ 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- ウ 役員となる者の住民票の写し<sup>※1</sup>
- エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し<sup>※1</sup>（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- オ 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<sup>※1</sup>

中略

- ※1 略
- ※2 略
- ※3 略

中略

- ※1 略
- ※2 略
- ※3 略

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定するもの）を添付することができます。

※5 講習会修了証のコピーの有効期限について

ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新講習修了証のコピー、又は許可更新日前5年以内の新規講習修了証のコピー

ウ 変更許可申請の場合

申請日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

（注）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令第6条の10に規定する使用人
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人

\* 特別管理産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の許可申請に使用することはできません。

\* 講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については（一社）長野県資源循環保全協会（電話 026-224-9192）に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。

\* 全国の講習会開催スケジュールについては（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから確認できます。

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/> 電話番号 03-5807-5913

※6 略

※7 略

中略

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

※5 講習会修了証のコピーの有効期限について

ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新講習修了証のコピー、又は許可更新日前5年以内の新規講習修了証のコピー

ウ 変更許可申請の場合

変更許可申請の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

\* 特別管理産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の許可申請に使用することはできません。

（注）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令第6条の10に規定する使用人（**県内の支店等に所属する者に限る。**）
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人（**県内の支店等に所属する者に限る。**）

講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については（一財）長野県資源循環保全協会（電話 026-224-9192）に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。

全国の講習会開催スケジュールについては（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから確認できます。

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/> 電話番号 03-5807-5913

※6 略

※7 略

中略

地域振興局管轄区域一覧表

名称	住所	直通電話 FAX メールアドレス	管轄区域
佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡 上田市 東御市 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 飯田市 下伊那郡 木曾郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡 大町市 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡 中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
資源循環推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	電話 026(235)7164	

長野市内・松本市内における業務に係る申請等については以下にお問い合わせください。

名称	住所	直通電話	管轄区域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576番地1	0263(47)1350	松本市

地域振興局管轄区域一覧表

地域振興局名	住所	直通電話	管轄区域
佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡 上田市 東御市 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 飯田市 下伊那郡 木曾郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡 大町市 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡 中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
資源循環推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

長野市内・松本市内における業務に係る申請等については以下にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576番地1	0263(47)1350	松本市